

番号	1 (1)	
項目	物価高騰に係る社会福祉施設への深刻な影響をふまえて、あらゆる財源の可能性を検討し、大阪市独自の財政的支援策を講じるよう、強く要望します。	
	<p>(回答)</p> <p>本市では、物価高騰の影響が長期化している中、社会福祉施設等がその影響を強く受けている状況を踏まえ、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、令和5年10月に「令和5年度大阪市社会福祉施設等に対する物価高騰対応支援金給付事業（児童福祉施設等においては、「大阪市児童福祉施設等物価高騰対応支援金）」として、財政支援策を実施しました。</p> <p>また、令和6年4月には、介護保険制度及び障害福祉制度においては報酬改定が行われ、こども子育て支援制度においては公定価格の改定がされたところです。</p> <p>しかしながら、物価高騰が長期化し社会福祉施設等の支出が増大していることや、公定価格で運営する施設等は利用者への価格転嫁できないなど、引き続き厳しい状況が続いていると認識しております。</p> <p>そうした中、令和6年11月22日に国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として重点支援地方交付金を追加することも閣議決定され、「重点支援地方交付金」の追加について（令和6年11月22日付け内閣府地方創生推進室通知）が発出されたところです。</p> <p>同通知では、物価高騰の影響を受けた事業者等を引続き支援するための推奨メニューも掲げられていることから、引き続き、国・大阪府の動向を注視し情報把握に努めるとともに、関係部局と調整を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課(施設G)	電話：06-6208-8024
	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	電話：06-6208-7986
	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	電話：06-6208-8026
	こども青少年局子育て支援部こども家庭課（要保護児童G）	電話：06-6208-8050
	こども青少年局幼保施策部幼保企画課（認可給付G）	電話：06-6208-8281

番号	1 (2)	
項目	長期化する物価高騰について、当会との連携により現状を把握し、介護・障害福祉サービス等報酬、公定価格、措置費等において、種別を問わず、すべての社会福祉施設の報酬等に反映できるよう、引き続き国に対し要望をお願いします。	
	<p>(回答)</p> <p>長期化する物価高騰の影響について、利用者サービスの状況や厳しい経営を強いられている現状を的確に把握していくために、社会事業施設協議会の皆様には、各種アンケート調査等にご協力いただいたことにより、物価高騰による施設経営への影響が深刻な状況であり、各施設においては厳しい状況が続いていると認識しているところです。</p> <p>社会福祉事業及び児童福祉事業にとって、安定したサービス提供体制や良質なサービス水準の確保は大変重要であり、近年の現状を踏まえた必要な措置費単価や報酬単価、公定価格の設定等について、国に対し要望を行っているところです。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課(施設G) 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理G) こども青少年局子育て支援部こども家庭課(要保護児童G) こども青少年局幼保施策部幼保企画課(認可給付G)	電話：06-6208-8024 電話：06-6208-7986 電話：06-6208-8053 電話：06-6208-8028 電話：06-6208-8356 電話：06-6208-8281

番号	2 (1)	
項目	福祉分野全体の人材に関する課題をふまえ、福祉教育・啓発をはじめとした人材確保に向けた取組みを計画的に推進するとともに、潜在的有資格者等の掘り起こしや参入促進に係る具体策を講じていただくようお願いします。	
	<p>(回答)</p> <p>福祉・介護サービスに係るニーズが増加し、多様化していく中で、福祉・介護の人材の確保・育成・定着に関する課題は非常に重要です。</p> <p>本市の取り組みの方向性を「大阪市地域福祉基本計画」や「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等に位置づけ、福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する取り組みを進めています。研修の実施やネットワークの構築にあたっては、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付け、従業者への研修やモチベーション向上の取り組み、多様な人材の確保に向けた取り組みのほか、関係団体とのネットワークの構築を行い、現場ニーズの把握等を行っています。</p> <p>また、新たな人材の確保に向けては、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を発信していくことも非常に重要であると考えます。本市では、「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、受賞作品を漫画化し、市内中学生に配布するとともに、ホームページへの掲載をしているところです。令和5年度は、より効果的に発信するため、きらめき大賞の受賞作品の中から動画を作成し、就職フェアなどでの活用や公共施設の広報媒体などを活用し広く発信し、魅力ある仕事として認識いただけるよう取り組んでまいりました。</p> <p>令和6年度は、令和5年度の媒体による魅力発信に加え、子どもの頃からの福祉教育の実践及び福祉・介護の仕事における中長期的な人材確保をめざして、中学生を対象に受賞作品を動画化し、中学校現場での福祉教育やキャリア教育での活用に向けて取り組みます。</p> <p>そのほか、小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育や中学生と福祉の現場をつなぐ取り組みを通じて、福祉・介護の仕事に関する正しい知識や魅力を伝えることで将来の人材の確保につなげてまいります。</p> <p>なお、令和6年度大阪市社会事業施設協議会との懇談会当日、福祉人材確保に向けた、協議できる場の設置について、ご意見いただいたことを受けて、大阪市社会事業施設協議会予算制度対策委員会、大阪市社会福祉協議会及び本市の3者で人材確保にかかる今後の進め方について、令和6年12月13日に打合せを行うところです。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	電話：06-6208-7954 電話：06-6208-8053

番号	2 (2)	
項目	職員への処遇改善は、人材確保・育成・定着に直結する極めて重要な事項であることをふまえ、処遇改善加算対象外の種別・担当職種も含めた全福祉施設職員に対する施策の実施のほか、人材確保に係る必要経費を考慮した支援をお願いします。	
(回答)	<p>(回答)</p> <p>処遇改善加算については、国において、各サービスや施設種別に応じて加算が設定されています。</p> <p>障がい福祉サービス事業所等および介護保険サービス事業所等については、令和6年度からは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和6年度に2.5%、令和7年度2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。</p> <p>なお、救護施設など、いわゆる措置費の支弁対象となる施設においては、民間施設給与等改善費として、職員の平均勤続年数により加算率が設定されており、施設へ支弁する措置費が増額されています。</p> <p>児童養護施設等においても、処遇改善費については措置費に盛り込まれ、夜間を含む業務内容や、職務分野別のリーダー的業務内容等を評価する処遇改善を行っており、施設の判断により必要に応じて加算額を加算対象職員以外にも配分することができる制度となっております。</p> <p>保育施設においては、児童養護施設等と同様の処遇改善に関する加算措置があるほか、国の保育人材確保メニュー等や本市独自事業の保育士定着支援事業等により人材確保に係る支援を実施しているところです。</p> <p>これら処遇改善にかかる制度については、同じ福祉施設であるにもかかわらず差があることや、各施設が適切かつ安定的な運営が図られるための報酬単価等の見直しや人材確保など、制度の改善・充実が図られるよう国に対し要望しているところです。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課(施設G) 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(指定・指導G) こども青少年局子育て支援部こども家庭課(要保護児童G) こども青少年局幼保施策部幼保企画課(企画調整G) こども青少年局幼保施策部幼保企画課(認可給付G)	電話：06-6208-8024 電話：06-6208-7986 電話：06-6241-6310 電話：06-6208-8356 電話：06-6208-8031 電話：06-6208-8281

番号	2 (3)	
項目	福祉施設それぞれの専門性を発揮した本来業務がおこなえ、働きやすさを担保できるよう、ICT化を含むシステム導入コスト及びそのランニングコストに対する大阪市独自の財政支援をお願いします。	
(回答)	<p>障がい福祉サービス事業所等については、国において「障がい福祉分野のICT導入モデル事業補助金事業」や「障がい福祉分野のロボット等導入支援事業補助金事業」が実施されており、本市においても令和2年度から実施しているところです。</p> <p>介護保険サービス事業所等については、大阪府において国の制度を活用し介護現場の業務効率化と介護従事者の負担軽減等を目指してICT導入支援事業補助が実施されており、本市としましても、この制度を各施設において活用いただき、介護従事者の負担軽減等を図るICT活用の普及促進を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>保育施設については、保育士の業務負担の軽減を図るため、国の補助金を活用し、ICT化推進のための保育業務支援システムの導入に対する補助を実施しているところです。</p> <p>ICTに関する支援のあり方については、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 (企画・推進G)	電話：06-6208-8071
	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	電話：06-6241-6530
	こども青少年局幼保施策部幼保企画課 (企画調整G)	電話：06-6208-8083

番号	2 (4)	
項目	<p>カスタマーハラスメントが原因で職員が離職したり、また法人としても対応に労力を割かれ、サービス提供に影響が出る等弊害が生じています。カスタマーハラスメントに係る大阪市としてのガイドラインの作成や相談窓口設置の支援など、職員を守るための取組みを要望します。</p>	
(回答)	<p>カスタマーハラスメントについては、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、社会福祉施設職員を対象としたカスタマーハラスメントについての研修を実施しています。</p> <p>利用者等からのハラスメントによる職員のメンタル不調の問題が福祉・介護人材の確保・定着・育成に影響を与える重要な課題であるとの認識から、引き続き社会福祉研修・情報センターにおいて実施するメンタルヘルス研修などの充実を図ってまいります。</p> <p>また、福祉関連事業者の皆様よりカスタマーハラスメントに関するご相談があった場合は、大阪弁護士会の無料相談を案内しております。</p> <p>さらに、大阪市内の介護サービス事業者に対しましては、おおさか介護サービス相談センターにおいて、介護現場における利用者やその家族からの職員への度重なる暴言、身体的暴力、セクシャルハラスメント、著しく不当な要求や迷惑行為などでお困りの際に、法律分野の専門相談員である弁護士に直接相談していただける窓口を設置し、近年増加しているカスタマーハラスメント対策について支援し、介護職員が安心して働くことができるように努めております。</p> <p>なお、厚生労働省では、パワーハラスメントの防止に関する指針（令和2年1月15日厚生労働省告示第5号）において、顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組みとして、事業主による相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備、被害者への配慮のための取組み、マニュアルの作成や研修の実施等が示されており、本指針に基づき令和4年3月に事業主に自主的な取組みとして行っていただくことを目的に、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が策定されております。</p> <p>本市としましても、福祉関連施設に勤務する職員が安心して働くことができるよう、これらの研修や無料相談、国の指針及びマニュアルを周知してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理G) こども青少年局幼保施策部幼保企画課(企画調整G)	電話：06-6208-7954 電話：06-6208-8028 電話：06-6208-8031

(様式2-2)

番号	3
項目	高齢者や障がい者、こどもたちが安心・安全に社会福祉施設を利用するために、改修や建替えが必要となります。建築費の高騰や補助金の動向等を踏まえ、大規模修繕や老朽改築、建替え等に関して、大阪市独自の財政的支援策を講じるとともに、補助・支援策の拡充を国に対し要望をお願いします。
	<p>(回答)</p> <p>老人福祉施設の約半数は、建設後約20年以上が経過し、建物の老朽化に伴い、今後大規模な修繕や建替えが必要であると認識しており、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームに対して、建替補助を実施しているほか、令和6年度より特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウスを対象に大阪市独自の大規模修繕補助を開始したところです。</p> <p>建築費の高騰が進む中でも整備の促進が図られるよう、引続き機会あるごとに国に対し財政支援等について要望を行ってまいります。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 保護課(施設G) 電話：06-6208-8024 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	4	
項目	<p>社会福祉法で責務化されている「地域における公益的な取組み」について、社会福祉施設では、地域での孤立孤独の課題に対応するために、こども食堂をはじめとする多様な居場所活動や福祉教育等、幅広く行っていますが、人員配置基準をふまえ、本来業務との兼ね合いを気にしながら取り組んでいる施設も多くあります。社会福祉施設が、より一層積極的に地域貢献に取り組むことができるように、地域や施設の実情にあわせ、職員の配置や施設使用の取り扱いについて、弾力的な運用にさせていただけるよう要望します。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>「地域における公益的な取組み」は、平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、その責務規定が創設されたところですが、実施にあたりましては、各法律等で定められた人員基準を守りつつ、職員の負担とならないよう行っていただく必要があります。</p> <p>人員基準の運用については、今後も国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	福祉局 総務部 総務課(法人監理G)	電話：06-6241-6540

(様式2-2)

番号	5
項目	加盟6団体の各要望書への対応について、真摯に受け止め、対応をお願いします
<p>(回答)</p> <p>各団体におかれましては、多様化・複雑化・深刻化する福祉ニーズに対応し、各分野において福祉の中心的な役割を担っていただいているところであり、今後とも連携して、市民の福祉の向上に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 総務部 総務課(法人監理G) 電話：06-6241-6540